

(介護予防)訪問リハビリテーションサービス事業 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業所名	甲府共立診療所 訪問リハビリテーション事業所
所在地	山梨県甲府市宝1-10-5
管理者	三井 一義
介護保険事業所番号	1910115094
連絡先	055(221)1000
提供するサービス	(介護予防)訪問リハビリテーション
サービス提供地域	甲府市・甲斐市
第三者の評価の実施状況	無し

2. 営業日・営業時間

毎週月～金曜日 午前8:50～午後5:10
第1～3、5土曜日 午前8:50～午後1:00
土曜日は主に電話での相談・連絡または振り替え等の予備日とします。
ただし第4土曜日、日曜日、国民の祝祭日、メーデー(5/1)年末年始(12/29～1/3)は休業とします。

3. サービス提供の主な内容

通院困難な要支援・要介護者に対し利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問して必要なリハビリテーションを行うことによって心身の機能の維持回復を図ります。

4. 職員体制

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上(常勤兼務)

5. 利用料等

指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合(1～3割)に応じた額の支払いを受けるものとなります。

なお、法定代理受領以外の利用料について、次に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額とし、その実費を徴収します。通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの距離(片道)が、1kmを超えるごとに50円+税。

当事業者では毎月10日過ぎに前月の利用請求額を利用者に提示いたします。

6. 事故発生時の対応

サービスの実施にあたって、万一事故が発生した場合には、当事業所のマニュアルに沿って対応します。また、事業者責任のある原因で利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、必要な措置を講じます。

7. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況、予知情報等の発令の段階で通常の業務を行わない場合があります。

8. 個人情報保護

サービスを提供する上で知ることになった利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中も契約終了後も、第三者に漏らしてはならないものとしします。

利用者およびその家族は、利用者およびその家族の個人情報を、居宅介護サービス計画を策定する居宅介護支援事業者との連絡調整やサービス担当者会議、主治医との連携等で使用することに同意します。

9. 相談窓口・苦情対応・虐待防止相談窓口

・相談窓口：甲府共立診療所 訪問リハビリテーション事業所

(職場責任者 武井 智洋)

・及び病院利用委員会で対応いたします。

連絡先 0 5 5 (2 2 1) 1 0 0 0

緊急時 0 5 5 (2 2 6) 3 1 3 1

・公的機関の苦情受け付け場所

山梨県国民健康保険団体連合会 0 5 5 (2 3 3) 9 2 0 1

甲府市役所介護保険課 0 5 5 (2 3 7) 5 4 7 3

・虐待防止相談窓口

甲府市長寿支援室高齢者福祉課 0 5 5 (2 3 7) 5 4 8 4

山梨県健康長寿推進課 0 5 5 (2 2 3) 1 4 5 0

サービス契約の締結にあたり上記重要事項及び料金表の説明をしました。

説明日 年 月 日 説明者

サービス契約の締結に当たり上記重要事項及び料金表の説明を受け同意しました。

利用者 連帯保証人 (家族代表)

代筆 (: 続柄)